

指定居宅療養管理指導 ハラケン薬局 大塚店 運営規程

第1条 ハラケン薬局 大塚店(指定居宅サービス事業者；以下、「当薬局」という)が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にあり（以下「要介護者等」という）、主治の石東が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

1、当薬局が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2、指定居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

1、名称 有限会社ハラケンが開設するハラケン薬局 大塚店

2、所在地 住所：東京都八王子市大塚2 2 5－1

 TEL 0 4 2－6 7 7－4 8 0 7

 FAX 0 4 2－6 7 7－4 8 5 4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条

1、従業者について

・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。

・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う

・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数及び保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2、管理者について

・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り当薬局の管理者との兼務を可とする。

3、職務の内容

・薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師及び歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

・訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに処方医等及び介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から」求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条

1、原則として、営業日及び営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。

 但し、国民の祝祭日、年末年始（1 2 月 3 0 日～1 月 3 日）を除く。

2、通常、月曜日から土曜日 9：0 0～1 7：0 0

3、利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(事業の内容)

第7条 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

・処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）

・薬剤服用歴の管理

・薬剤等の居宅への配送

・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導

・使用薬剤の有効性に関するモニタリング

・薬剤の重複投与、相互作用等の回避

・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置

・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認

・使用薬剤、用法、用量等に関する医師等への助言

・麻薬製剤の選択及び疼痛管理とその評価

・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言

・在宅医療機器、用具、材料等の供給

・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需

・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導）

(利用料等)

第8条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次の通りとする。

1、利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

2、利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

3、居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道 1 0 km超 一律 5 0 0 円

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、八王子、多摩市、町田市、日野市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第1 0条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第1 1条

1、当薬局は、社会的使命を十分認識し従業者の質的向上を図るため、定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができうる業務体制を整備する。

2、従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3、従業者であつた者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。

5、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規定は令和6年6月1日より施行する。

介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下の通りです。

1、提供するサービスの種類 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

2、営業日及び営業時間

 月/火/水/木/金/土 9：0 0～1 7：0 0 休日；日祝日

 ※なお緊急時は上記の限りではありません。

3、利用時間

	1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
単一建物居住者が1 人	5 1 8 円/回	1, 0 3 6 円/回	1, 5 5 4 円/回
単一建物居住者が2～9 人	3 7 9 円/回	7 5 8 円/回	1, 1 3 7 円/回
単一建物居住者が1 0人以上	3 4 2 円/回	6 8 4 円/回	1, 0 2 6 円/回
情報通信機器を用いる場合	4 6 円/回	9 2 円/回	1 3 8 円/回

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事務所がサービスを実施した場合、上記に100分の10または15が加算されます。

※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

4、苦情相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口

電話：0 3－6 2 3 8－0 1 7 7

八王子市高齢者福祉課 相談窓口

電話：0 4 2－6 2 0－7 4 2 0

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する提示義務等

<在宅医療に係る交通費> 患家への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道 1 0 k m超の場合のみ 5 0 0 円

<薬剤の容器代>

 容器1 個につき 5 0～1 0 0 円を徴収

<希望に基づく一包化> ※服用時点ごとにまとめてパックする事

 (治療上の必要性がなく、医師の指示がない場合)

 1 週間分につき 3 4 0 円

<希望に基づく服薬カレンダー・服薬BOX>

 (日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供)

 基本薬局から無料貸し出し。希望により注文販売する。 2、 2 0 0 円/枚 (税込)

東京知事指定介護保険事業所 第1342953339号

薬局名：ハラケン薬局大塚店

住所：東京都八王子市大塚2 2 5－1

TEL：0 4 2－6 7 7－4 8 0 7

管理薬剤師：原 千香子

開設者 ： 原 兼一郎